

7. 「道の駅」への充電設備設置事業の説明と提出書類

事業名	高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業 (経路充電)	
事業内容	「道の駅」 ^(注1) における電欠防止の観点から重要な経路充電 ^(注2) または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる充電のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	定額(1/1以内)
	設置工事費	定額(1/1以内)

注1：国土交通省に登録されている「道の駅」が事業の対象になります。

注2：「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。

7-1. 「道の駅への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の特有の要件については、(1)～(8)を全て満たすことが必要です。

- (1) 設置場所が公道^(注3)に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。
- (2) 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とします。
- (3) 充電場所を示す案内板を道の駅の入口に設置すること。
なお、案内板はセンターが求める条件を満たし、車道の上下線から視認できるように設置すること。
- (4) 充電設備の場所や出力、利用可能時間、メンテナンス等による休止状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、実績報告においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とします。
- (5) 充電設備の利用に係る充電料金を徴収すること。
- (6) 国土交通省に道の駅として登録されていること。
なお、新設の「道の駅」で国土交通省に登録がされていない場合は、国土交通省が行う「令和6年度道の駅第61回・第62回登録」に向けての申請が完了しているか、完了する見込みであることが必要です。
- (7) 充電設備が24時間利用の可否を申告すること。24時間の利用ができない場合は、利用可能時間とその理由を申告すること。
- (8) 設置する充電設備は定格出力50kW以上の急速充電設備であること。

※充電設備は24時間利用可能となるよう努めることを推奨します。

※充電設備の充電スペースは、電気自動車優先となるよう努めることを推奨します。

注3：土地の所有者のみが利用できる私道（位置指定道路を含む。）を除き、国や市町村などの公的機関が所有又は管轄している道路のことをいう。

7-2. 特有の提出書類および申告内容

道の駅への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の内容に応じて以下の書類をアップロードおよび申告を提出してください。

【申請の内容に応じて求める書類】

- 7-3：新設の道の駅として国土交通省に登録申請することを証する書類
- 7-4：「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

【申請の内容に応じて求める設置事業計画の申告】

- 7-5：設置する施設等の説明
- 7-6：充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先

7-3. 新設の道の駅として国土交通省に登録申請することを証する書類

申請時に国土交通省へ道の駅としての登録をされていない場合、国土交通省が行う「令和6年度道の駅第61回・第62回登録」の申請の完了を証する書類をアップロードし、提出してください。なお、申請時に登録の申請が完了していない場合は、申請の準備をしていることを証する書類を提出してください。申請完了後は速やかにオンライン申請システムの「状況等報告」にデータを入力の上、「申請の完了を証する書類」をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・申請書の作成日の記載

《作成者》

- ・設置場所を管轄する地方公共団体名の記載

《道の駅の名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《設置場所住所》

- ・申請で入力した設置場所住所の記載

《宛名》

- ・整備局等の宛名の記載

7-4. 「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

「充電スペース造成費」を申告する場合、国・地方公共団体等の指導や指示により造成が必要な場合で、センターが認めた場合のみ補助対象経費とします。

国・地方公共団体等の指導や指示により造成することを証する書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《作成日》

- ・ 本補助金の事業開始日以降である日付の記載

《宛先》

- ・ 申請者宛であることの記載

《発行者》

- ・ 国、地方公共団体等の名称の記載

《設置場所名称》

- ・ 申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《設置場所住所》

- ・ 申請で入力した設置場所住所の記載

《指導や指示》

- ・ 造成しなければならない具体的な指導、指示内容の記載

7-5. 設置する施設等の説明

オンライン申請システムにて以下の設置する施設等の情報を申告してください。

【申告内容】

《営業開始予定日》

- ・施設が新築の場合、営業を開始する予定日

《駐車場の収容台数》

- ・施設の駐車場の収容台数

7-6. 充電設備の設置場所や利用可能時間等の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先

オンライン申請システムにて設置する充電設備の以下の情報を確認できるインターネット上での掲載予定先（Webサイト名）を申告してください。

掲載先が未定の場合は、未定と申告してください。

既に掲載済みであれば、そのWebサイトのURLを申告してください。

【確認項目】

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称（略称不可）

《充電設備の出力》

- ・設置する充電設備の出力

《利用可能時間および定休日》

- ・設置する充電設備の利用可能時間および定休日

《故障およびメンテナンス状況》

- ・設置する充電設備の故障およびメンテナンスの状況